

『消費者政策推進のための専門人材の育成・確保に関する懇談会』について

1. 目的

消費者問題が複雑化・多様化していく中で、消費者政策の推進を社会の様々な場で担う「専門人材」の育成・確保は重要な課題である。しかしながら、国・地方公共団体ともに日々生起する様々な消費者問題への対処に追われ、従来、必ずしも専門人材の育成の面まで十分に手が回って来なかった。

例えば、地方公共団体において消費者行政を担う職員としての役割の理解や消費者問題に関する意識の醸成が進まないという指摘もみられる。また、消費者教育の推進に当たっても、消費者教育を担う教員等に対する専門知識修得の場などは十分ではないとの指摘もなされている。

このような現状を踏まえ、地方消費者行政の充実強化をはじめとする消費者政策の推進のための専門人材の育成・確保の在り方について検討を行うことを目的とする。

2. 主な検討事項

- (1) 地方公共団体の消費者行政担当職員の人材育成・確保の現状及び課題
- (2) 学校や企業など社会の様々な場で、リーダーとして消費者政策の推進を担うことができる人材の育成や確保策
- (3) その他消費者政策推進を担う専門人材の育成・確保に関すること

3. 懇談会の委員等（懇談会の委員は別紙のとおり）

- (1) 懇談会に座長を置き、座長は消費者長官があらかじめ指名する者とする。座長は懇談会を総括する。
- (2) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- (3) 座長は、必要に応じ、委員以外の関係者に懇談会への出席を求め、意見を聴くことができる。

4. 懇談会の運営等

- (1) 懇談会は、原則として公開とする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、懇談会の全部または一部を非公開とすることができる。
- (2) 懇談会の撮影及び中継は不可とする（報道関係者が、会議の冒頭等において全体の風景を撮影する場合を除く）。
- (3) 懇談会での配布資料は原則として各回終了後消費者庁ウェブサイトにて公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合には、配布資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (4) 懇談会の議事録については、各回終了後、消費者庁ウェブサイトにて公表するものとする。

- (5) その他、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- (6) 懇談会の庶務は、消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

5. 進め方

平成30年10月以降、4回程度懇談会を開催し、年度内を目途にとりまとめを行う。